

## 可搬式の制御装置を用いた給油許可に係る実証実験計画

### I 可搬式の制御装置を用いた給油許可実験

#### 1 実験目的

本実証実験は、可搬式の制御装置を活用した給油許可を実施するうえで必要な運用基準（ハード面・ソフト面）を定めることを目的とする。

本実証実験においては、危険物取扱者による可搬式の制御装置を用いた給油許可等の監視について、固定給油設備や給油空地等の近傍からの監視によるものとし、監視カメラ等を活用した遠方からの間接監視は行わないものとする。

##### ①位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項（ハード面）

可搬式の制御機器を用いて給油許可等をする場合において、制御機器等の機能と給油許可を可能とする範囲（エリア）を確認する。

##### ②貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する事項（ソフト面）

顧客自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ式給油取扱所」という。）における通常の給油業務等において、可搬式の制御機器を用いて給油許可を実施する場合の安全な方法や留意点を確認する。

#### 2 実験条件・実験方法

##### ①実証実験に用いる可搬式の制御装置等

実証実験に使用する可搬式の制御装置等は、以下の条件を満たしたものである。

- 可搬式の制御装置は、給油の許可、停止及び一斉停止の機能を有するものとする。
- 可搬式の制御装置は、監視の補助となる機能（監視カメラと連動し、給油作業を直視せずとも確認できる機能等）がないものとする。
- 可搬式の制御装置と固定給油設備等との距離によって、給油許可等が制御できるような機能を有したシステムを用いることとする。
- 可搬式の制御装置と連動する専用の固定式の制御装置（以下「SSC」という。）を実証期間中は使用することとする。そのため、実証実験開始前にSSCの交換工事を実施し、実証実験終了後速やかに原状復帰を行う。（本実証実験で使用する可搬式の制御装置（無線式）を既存のSSCシステムに組み込む場合、プログラム変更等に時間を要するため、今回はSSCの機器自体の入替えが必要となる。）
- 専用のSSCに交換するうえで、交換後の営業に影響がないSSCを持った給油取扱所で実証実験を実施することとする。

## ②実証実験を実施するセルフ式給油取扱所

実証実験は、固定給油設備等が1～2基程度の小規模施設、複数の自動車乗り入れレーンを有する（固定給油設備等が4基以上の）大規模施設（計2カ所）において実施する。

## ③実験期間

各セルフ式給油取扱所において、以下の日数及び時間で実証実験を実施する。

<期間>

3日間

<時間>

9:00～17:00（左記の時間以外は、通常どおり、SSCで給油許可を行う。）

※実証実験を行うセルフ式給油取扱所によっては、上記の期間及び時間を変更する場合がある。

## ④実験の流れ

<実証実験前の準備等>

- 実証実験に適用したSSCへの交換や無線通信局（Wi-Fi及びビーコン）等を設置するため、SSC等の工事を実施する（工事期間は半日程度。その間SSCは使用不可。）。
- 通常使用しているSSCと仕様が異なるため、セルフ式給油取扱所の従業員に対して必要な研修を実施する。
- 実証実験開始前に、火災等災害が発生した場合における訓練等を実施する。

<実証実験方法>

- セルフ式給油取扱所において、危険物取扱者である従業員が可搬式の制御装置を用いて、顧客による自動車への給油行為等の許可業務を行う。
- 給油の一時停止や一斉停止機能の確認を行うために、模擬的な給油動作を行い、停止機能の確認を行う。
- 可搬式の制御装置を用いて許可する取扱いの範囲としては、一般のセルフ式給油取扱所において行う、すべての取扱い行為とする。例えば、顧客による自動車への給油行為だけでなく、従業員によるガソリンの容器への詰替え行為や固定注油設備における顧客の詰替え行為についても、可搬式の制御装置を活用した実証実験を行うものとする。

※実験は、消防法第10条第1項ただし書による、仮取扱いの承認を得た上で実施。

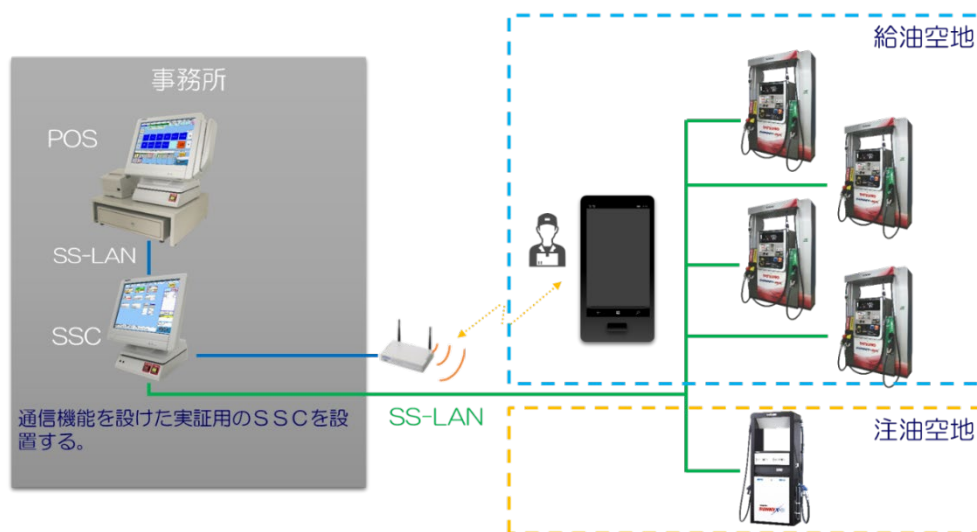


図 可搬式の制御装置を用いたシステムのイメージ

### <実証実験終了後>

- 実証実験終了後、原状復帰のため、実証用に設置したSSC等を撤去し、既存SSCの復帰工事を実施する（工事期間は半日程度。その間SSCは使用不可。）。

## 3 検証事項

2で示した実験を行い、次の事項について確認する。

- 可搬式の制御装置を用いての給油許可等の機能の確認
- 可搬式の制御装置を用いて給油許可等を実施する場合における給油許可操作等の可能範囲（エリア）の整理
- 可搬式の制御装置を用いて給油許可等を実施した場合の留意点及び必要な安全対策

## 4 留意事項

- 実証実験の前後にSSCの交換工事が必要となり、工事期間中（それぞれ半日程度）はSSCの使用ができないため、POS及びSSCを用いた通常の営業はできない（所有者等の意向により、災害時等と同様の形態での営業を希望する場合は、工事中も営業を行うことは可能）。また、工事中に営業を停止する場合における逸失利益は補填しない。
- 実証実験中は、専用のSSCを使用するため、これまで使用していたSSCの機能が一部使用できない可能性がある。ただし、POS及び固定給油設備等は通常どおり使用できる。
- 実証実験後は原状復帰を実施するため、実証で使用したSSCを継続して使用することはできない。